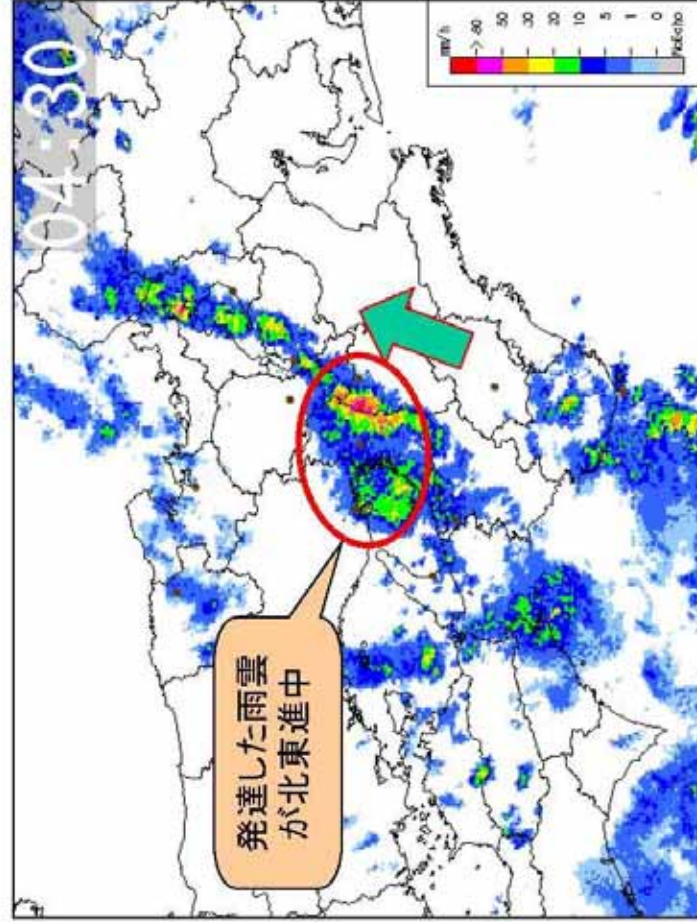


資料編

大雨に関する滋賀県気象情報 第1号

平成20年07月18日 04時45分 彦根地方気象台発表

滋賀県では18日昼前にかけて短時間に激しい雨が降り大雨となる所があるでしょう。浸水害、河川の増水、落雷、突風に注意が必要です。



【今後の予想等】

大阪府付近の発達した雨雲が北東進しています。このため滋賀県では18日昼前にかけて、雷を伴い、1時間に30ミリの激しい雨の降るおそれがあります。

【防災上の留意事項】

浸水害、河川の増水、落雷、突風に注意して下さい。

【現在発表中の注意報】

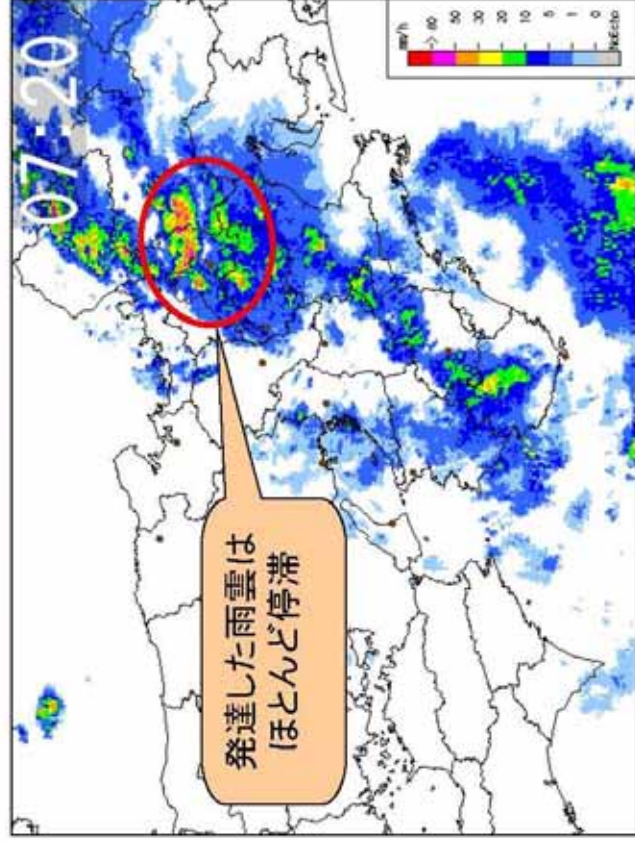
全域：大雨・洪水・雷注意報

18日04時30分の気象レーダー

大雨に関する滋賀県気象情報 第2号

平成20年07月18日 07時45分 彦根地方気象台発表

東近江・湖北では18日昼前にかけて1時間に50ミリの非常に激しい雨が降る所があるでしょう。近江南部・甲賀では18日昼前にかけて土砂災害の発生するおそれがありますので警戒して下さい。



【今後の予想等】

滋賀県の発達した雨雲はほとんど停滞しています。このため東近江・湖北では18日昼前にかけて、雷を伴い、1時間に50ミリの非常に激しい雨の降るおそれがあります。また、近江南部・甲賀ではこれまでに降った雨により地盤が緩んでいるため18日昼前にかけて土砂災害の発生するおそれがあります。

【現在発表中の警報】

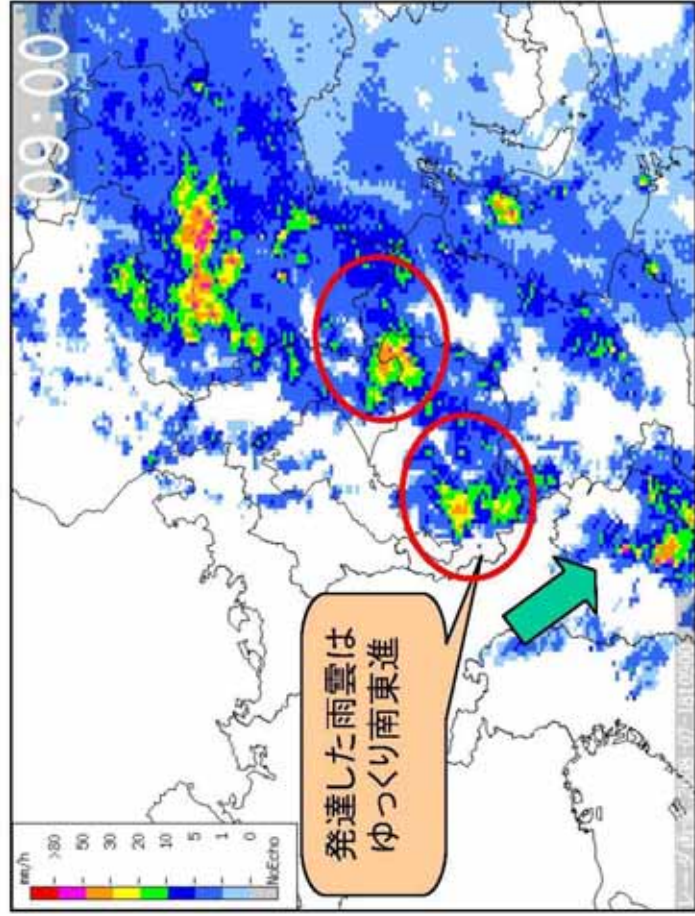
- ・東近江、湖北：大雨・洪水警報
 - ・近江南部、甲賀：大雨警報
- ## 【現在発表中の警報】
- ・近江西部、湖東：大雨・洪水注意報
 - ・近江南部、甲賀：洪水注意報
 - ・全域：雷注意報

18日07時20分の気象レーダー

大雨に関する滋賀県気象情報 第3号

平成20年07月18日 09時36分 彦根地方気象台発表

18日08時までの1時間に長浜市付近に約80ミリの猛烈な雨を降らせた雨雲は、弱まりながら南下しましたが、まだ県内の所々に発達した雨雲があります。これまでの雨により地盤の緩んでいる所もありますので、湖北と南部では18日昼前にかけて土砂災害や浸水害の発生するおそれがありますので警戒して下さい。



18日09時00分の気象レーダー

【今後の予想等】

滋賀県の発達した雨雲はゆっくり南東に進んでいます。非常に激しい雨の降るおそれはなくなりましたが、これまでに降った雨により地盤が緩んでいるため、18日昼前にかけて土砂災害や浸水害の発生するおそれがあります。

【現在発表中の警報】

- ・東近江、湖北：大雨・洪水警報
- ・近江南部、甲賀：大雨警報

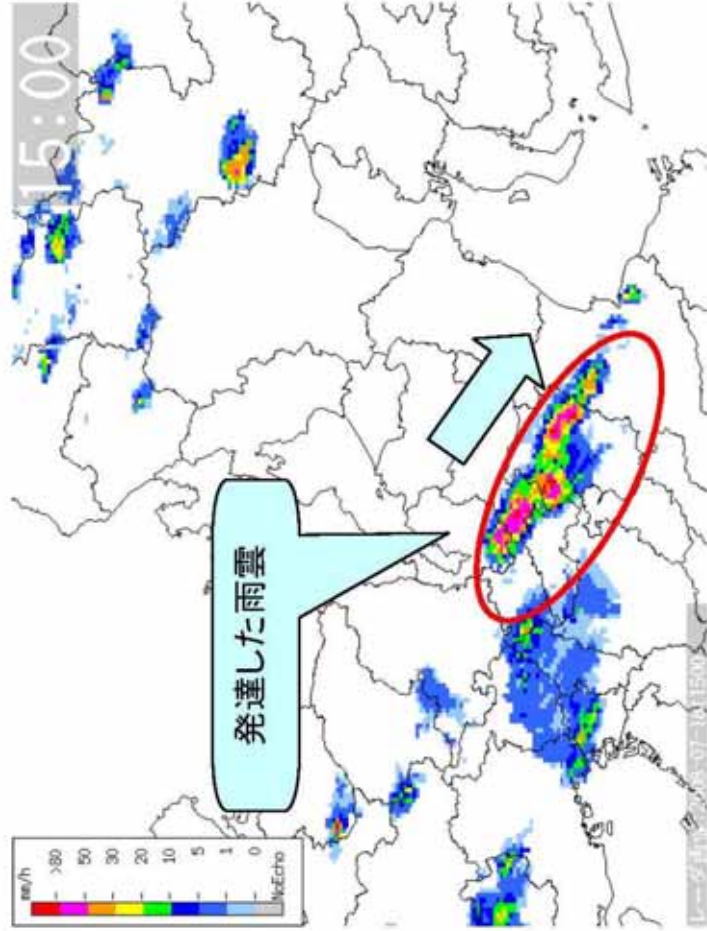
【現在発表中の注意報】

- ・近江西部、湖東：大雨・洪水注意報
- ・近江南部、甲賀：洪水注意報
- ・全域：雷注意報

大雨に関する滋賀県気象情報 第1号

平成20年07月18日 15時25分 彦根地方気象台発表

近江南部と甲賀では、18日夕方にかけて雷を伴い激しい雨の降るおそれがありますので、土砂災害に警戒して下さい。



【今後の予想等】

滋賀県内には発達した雨雲があり、南東に進んでいます。

近江南部と甲賀では18日の朝までに降った大雨により地盤の緩んでいる所がありますが、昼過ぎに再び激しい雨が降ったため、甲賀と近江南部では土砂災害のおそれがあります。このため、18日夕方にかけて土砂災害に警戒して下さい。

【防災上の留意事項】

土砂災害、浸水害、河川の増水、落雷、突風

【現在発表中の警報】

近江南部、甲賀：大雨警報

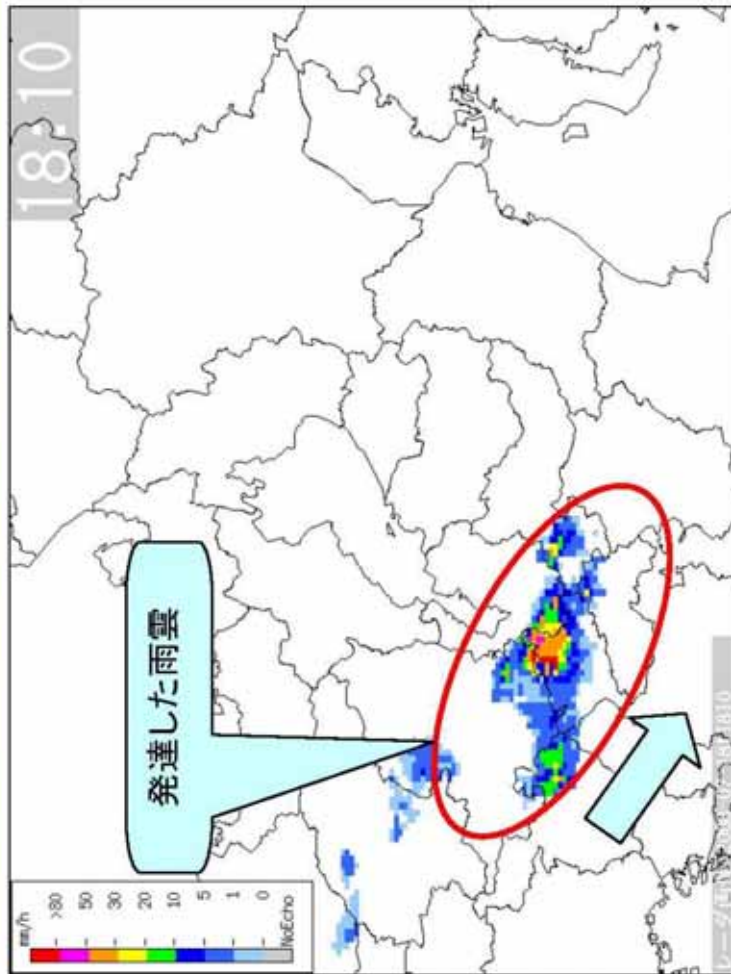
【現在発表中の注意報】

近江南部、甲賀、湖北：洪水注意報
全域：雷注意報

大雨に関する滋賀県気象情報 第2号

平成20年07月18日 18時29分 彦根地方気象台発表

近江南部と甲賀では、これまでの大雨により地盤が緩んでいるため、18日夜のはじめ頃にかけて、土砂災害に警戒して下さい。



【今後の予想等】

京都府南部からの発達した雨雲が南東に進んでおり、滋賀県に流れ込んできています。このため、近江南部と甲賀の地盤が緩んでいる所では、土砂災害のおそれがありますので警戒して下さい。

【防災上の留意事項】

土砂災害、河川の増水、落雷、突風

【現在発表中の警報】

近江南部、甲賀：大雨警報

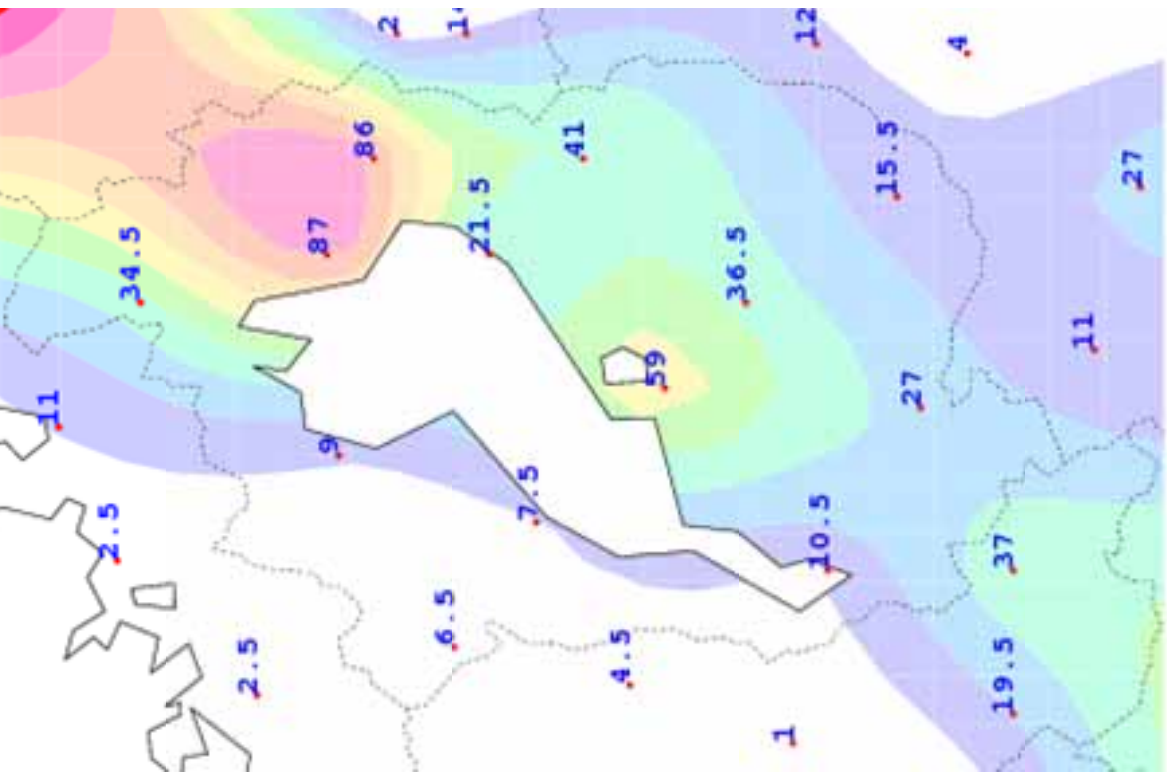
【現在発表中の注意報】

近江南部：洪水注意報
全域：雷注意報

18日18時10分の気象レーダー

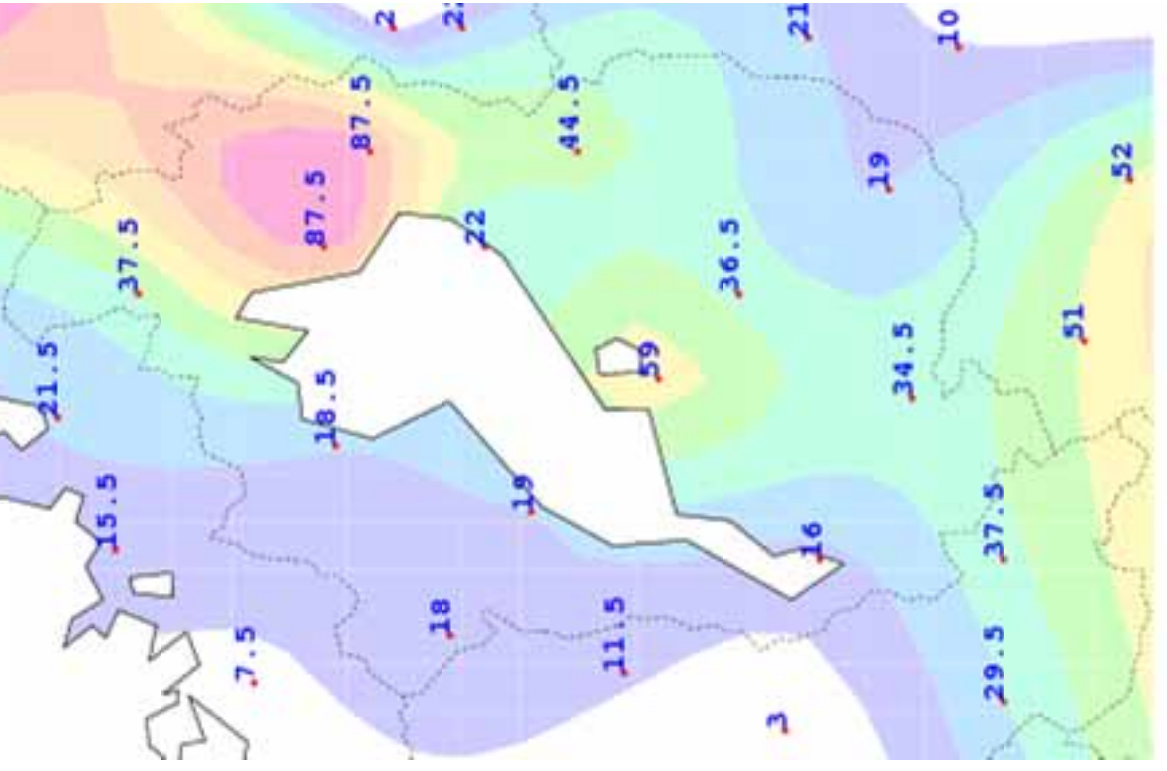
AMeDAS Precipitation [mm] : 2008/7/18 5

「アメダス観測地点における降水量分布 7月18日 5～9時の総雨量」



AMeDAS Precipitation [mm] : 2008/7/18 1

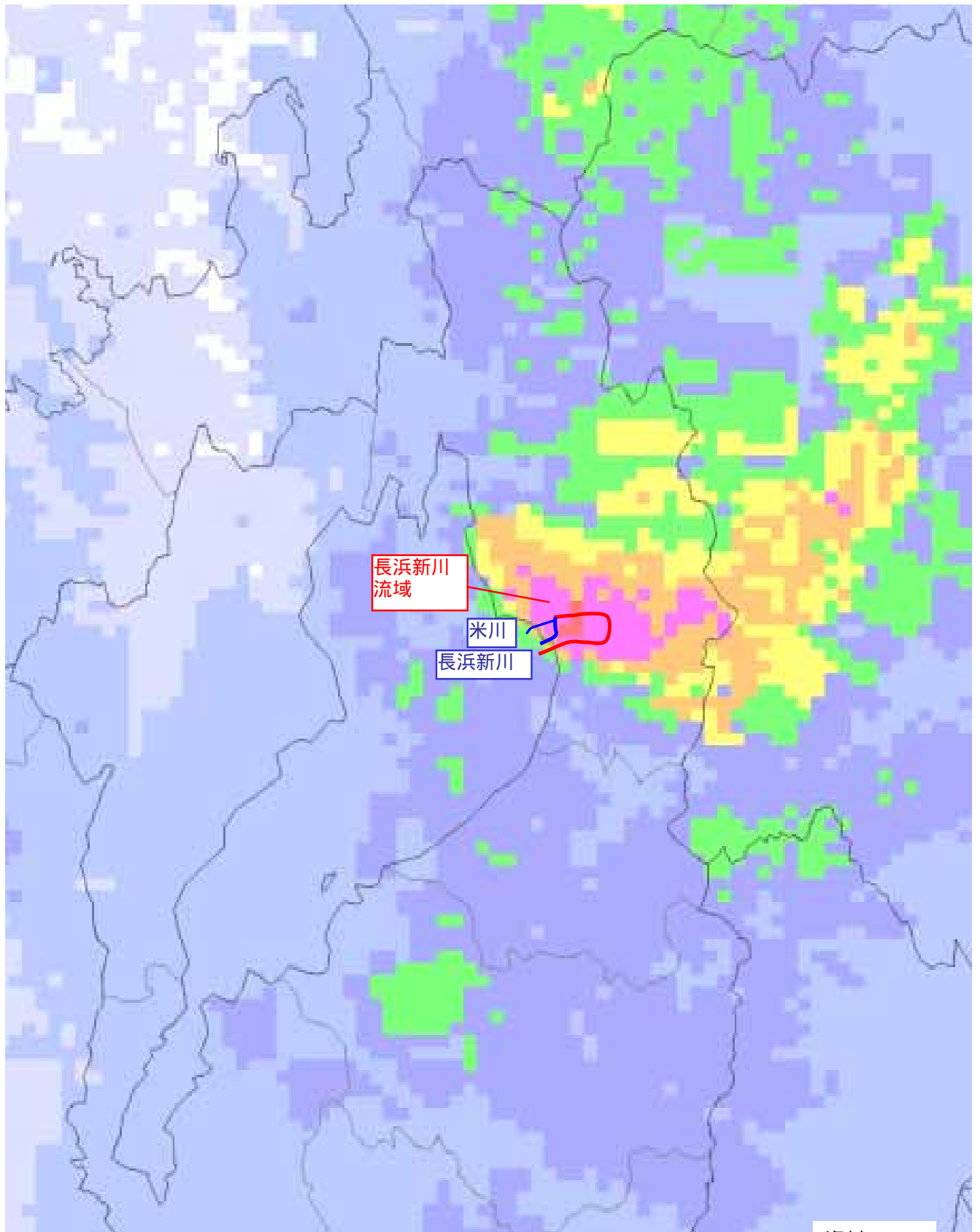
「アメダス観測地点における降水量分布 7月18日 1～24時の総雨量」



彦根地方気象台提供

解析雨量分布

2008.7.18 08 (JST)



アメダス：虎姫2008年7月18日の時別値

時	気温	風向	風速	日照	降水量
1	26.8	4	1.0	0.0	0.0
2	26.3	3	1.0	0.0	0.0
3	26.3	3	1.0	0.0	0.0
4	26.1	3	1.0	0.0	0.0
5	25.8	3	1.0	0.0	2.0
6	24.9	14	2.0	0.0	3.5
7	24.6	0	0.0	0.0	35.0
8	24.5	2	1.0	0.0	45.0
9	25.5	13	1.0	0.0	1.5
10	26.6	13	2.0	0.0	0.5
11	27.6	15	2.0	0.0	0.0
12	29.3	14	3.0	0.7	0.0
13	30.7	15	4.0	0.9	0.0
14	29.2	15	3.0	0.6	0.0
15	30.2	14	3.0	0.5	0.0
16	29.8	14	4.0	0.9	0.0
17	28.7	14	3.0	0.9	0.0
18	28.1	14	3.0	0.1	0.0
19	26.9	15	2.0	0.0	0.0
20	26.6	15	2.0	0.0	0.0
21	26.4	15	2.0	0.0	0.0
22	25.8	0	0.0	0.0	0.0
23	26.1	14	2.0	0.0	0.0
24	25.3	0	0.0	0.0	0.0
時	気温	風向	風速	日照	降水量

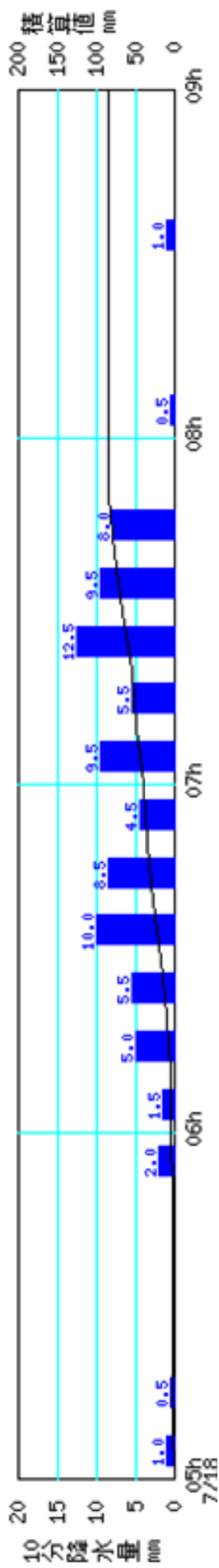
彦根地方気象台
提供

アメダス：米原2008年7月18日の時別値

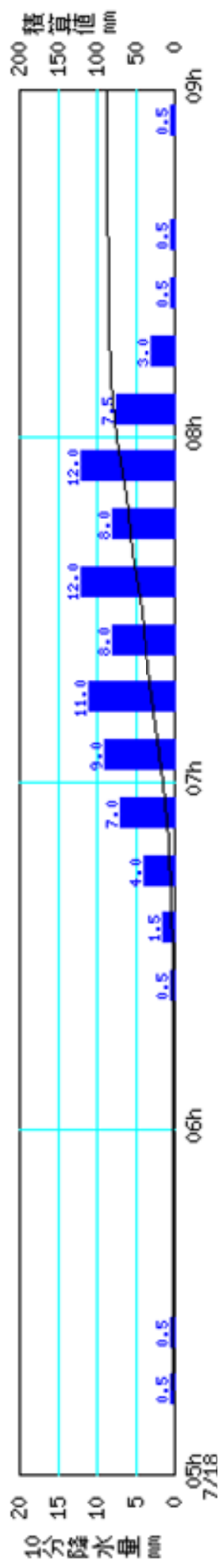
時	気温	風向	風速	日照	降水量
1	24.9	9	1.0	0.0	0.0
2	24.8	10	0.0	0.0	0.0
3	24.5	12	0.0	0.0	0.0
4	24.4	9	1.0	0.0	0.0
5	24.3	11	0.0	0.0	0.0
6	24.1	6	1.0	0.0	1.0
7	23.9	16	2.0	0.0	13.0
8	23.6	0	0.0	0.0	60.0
9	24.0	13	1.0	0.0	12.0
10	24.8	13	1.0	0.0	1.5
11	26.3	13	2.0	0.0	0.0
12	28.2	14	3.0	0.7	0.0
13	29.0	13	4.0	0.8	0.0
14	29.0	13	5.0	0.6	0.0
15	28.9	13	3.0	0.3	0.0
16	28.5	13	4.0	0.7	0.0
17	28.2	13	6.0	1.0	0.0
18	27.4	13	4.0	0.8	0.0
19	26.5	13	3.0	0.2	0.0
20	26.4	13	4.0	0.0	0.0
21	25.0	12	1.0	0.0	0.0
22	26.0	13	4.0	0.0	0.0
23	25.3	13	2.0	0.0	0.0
24	25.3	13	2.0	0.0	0.0
時	気温	風向	風速	日照	降水量

アメダス観測地点(虎姫・米原)における10分降水量と積算雨量

虎姫 2008年07月18日05時～09時



米原 2008年07月18日05時～09時



2008年7月18日 05時～09時 10分間降水量の時系列

虎姫

05:00	0.5
05:10	1.0
05:20	0.5
05:30	0.0
05:40	0.0
05:50	0.0
06:00	2.0
06:10	1.5
06:20	5.0
06:30	5.5
06:40	10.0
06:50	8.5
07:00	4.5
07:10	9.5
07:20	5.5
07:30	12.5
07:40	9.5
07:50	8.0
08:00	0.0
08:10	0.5
08:20	0.0
08:30	0.0
08:40	1.0
08:50	0.0
09:00	0.0

米原

05:00	0.0
05:10	0.0
05:20	0.5
05:30	0.5
05:40	0.0
05:50	0.0
06:00	0.0
06:10	0.0
06:20	0.0
06:30	0.5
06:40	1.5
06:50	4.0
07:00	7.0
07:10	9.0
07:20	11.0
07:30	8.0
07:40	12.0
07:50	8.0
08:00	12.0
08:10	7.5
08:20	3.0
08:30	0.5
08:40	0.5
08:50	0.0
09:00	0.5

彦根地方気象台提供

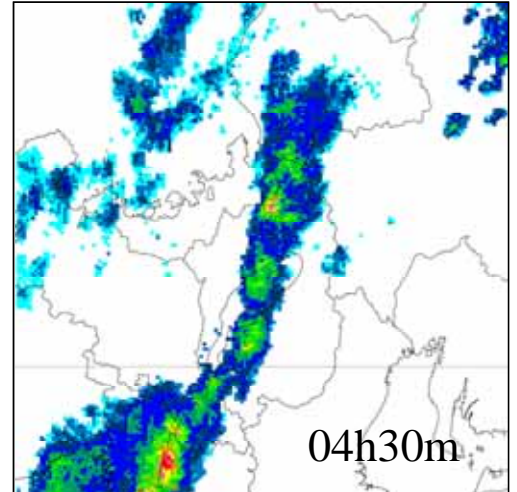
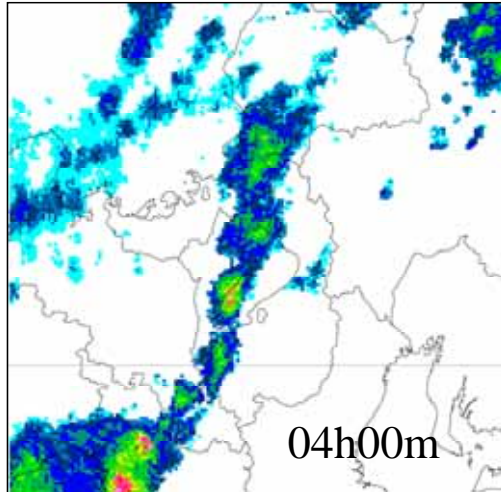
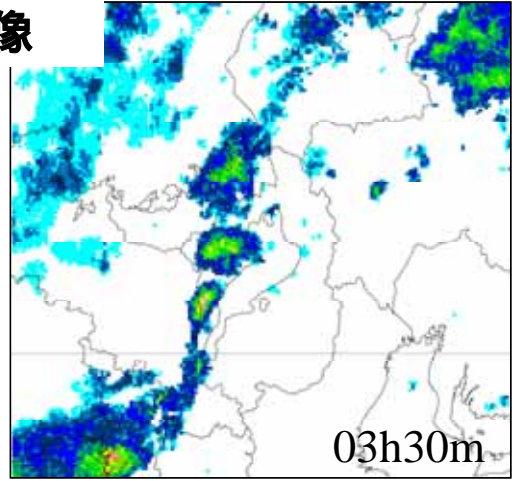
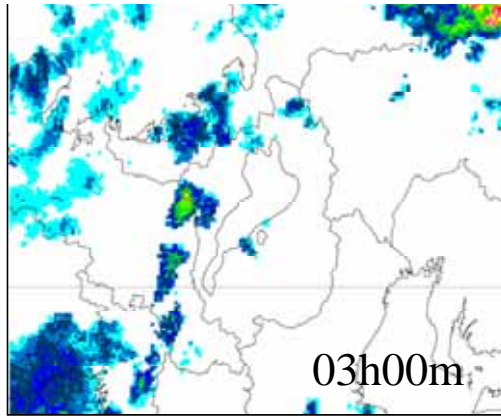
観測史上1～10位の値(年間を通じての値) 上:虎姫 下:米原

虎姫 (滋賀県)											
要素名 / 順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	統計期間
日降水量 (mm)	120 (1976/9/10)	103 (1979/6/29)	99 (2005/7/4)	99 (1996/8/28)	98 (1983/9/28)	94 (1989/9/3)	87.5 (2008/7/18)	84 (1997/7/12)	83 (2003/6/24)	83 (1983/6/21)	1976/1/1 2008/7/
日最大10分間降水量 (mm)	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///
日最大1時間降水量 (mm)	50.5 (2008/7/18)	49 (2007/7/12)	40 (2002/7/9)	39 (2004/8/5)	37 (2000/5/17)	35 (1995/8/30)	35 (1976/8/14)	34 (1985/7/13)	34 (1983/6/21)	31 (1985/7/11)	1976/1/1 2008/7/

米原 (滋賀県)											
要素名 / 順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	統計期間
日降水量 (mm)	120 (2005/7/4)	120 (2002/7/10)	108 (2004/10/20)	106 (2004/9/29)	93 (2008/6/29)	87.5 (2008/7/18)	81 (2001/8/21)	80 (2003/6/24)	75 (2002/7/9)	75 (2001/6/19)	2001/4/1 2008/7/
日最大10分間降水量 (mm)	14.5 (2008/7/8)	13.5 (2008/7/18)	8 (2008/6/29)	6.5 (2008/5/14)	4.5 (2008/6/20)	2.5 (2008/7/9)	2.5 (2008/6/5)	2.5 (2008/5/29)	2.5 (2008/4/7)	2 (2008/7/7)	2008/3/1 2008/7/
日最大1時間降水量 (mm)	64 (2002/7/9)	61.5 (2008/7/18)	40 (2002/7/10)	39 (2007/7/12)	31 (2001/7/17)	29 (2007/8/28)	29 (2004/9/29)	27 (2005/10/8)	24 (2006/7/19)	24 (2004/10/20)	2001/4/1 2008/7/

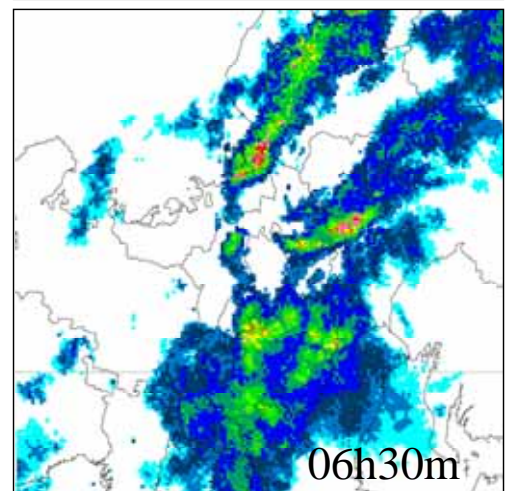
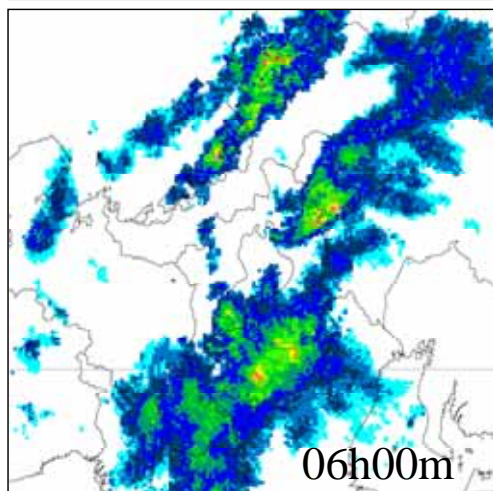
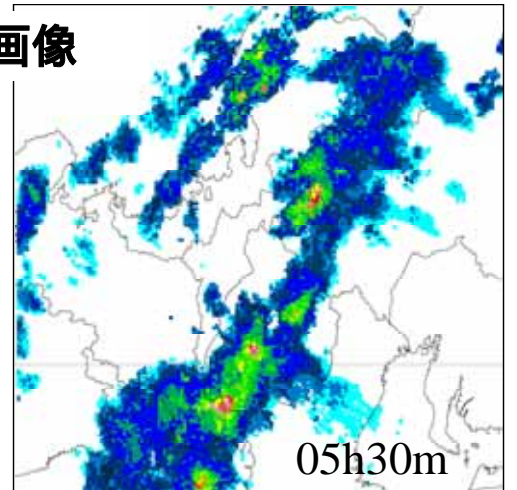
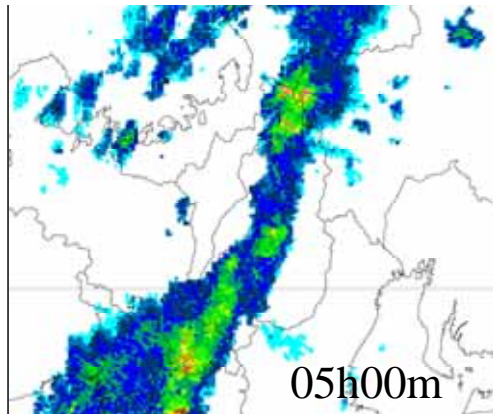
彦根地方気象台提供

気象庁のレーダー(降水強度)画像



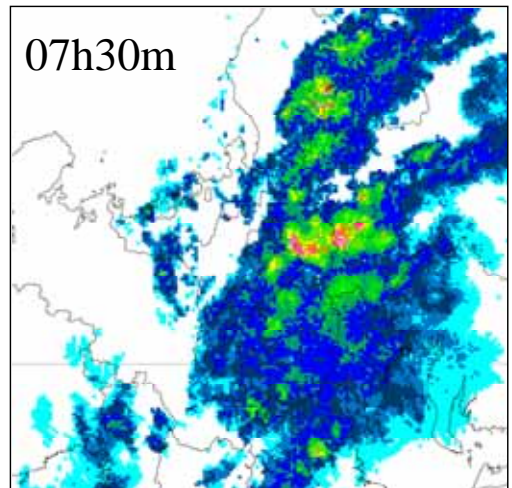
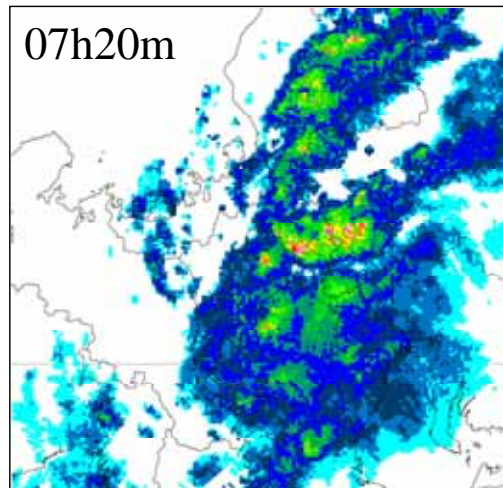
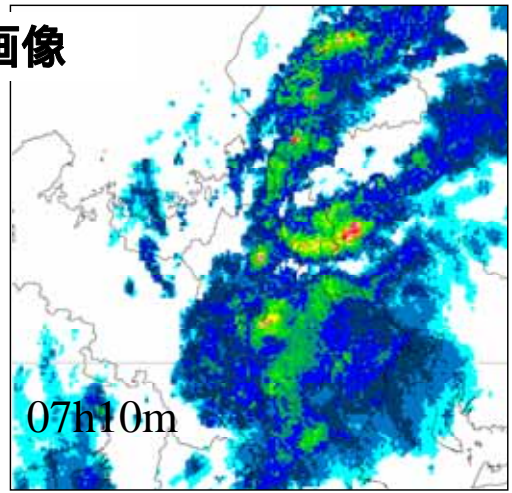
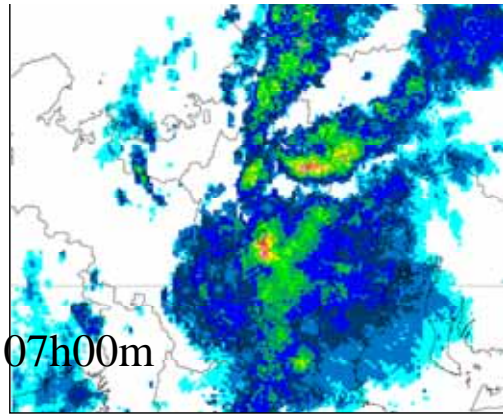
彦根地方気象台提供

気象庁のレーダー(降水強度)画像

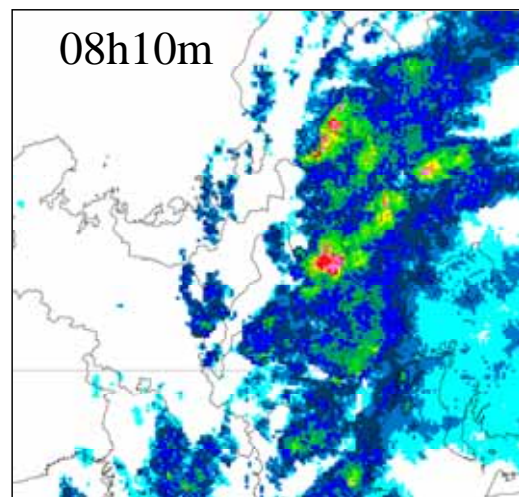
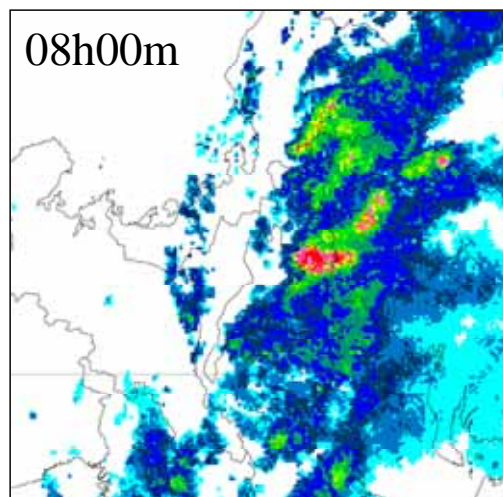
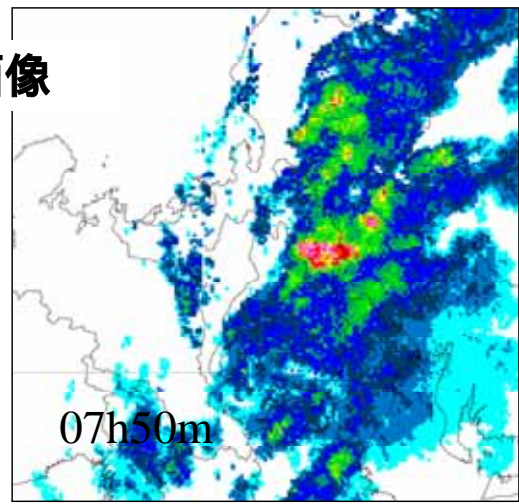
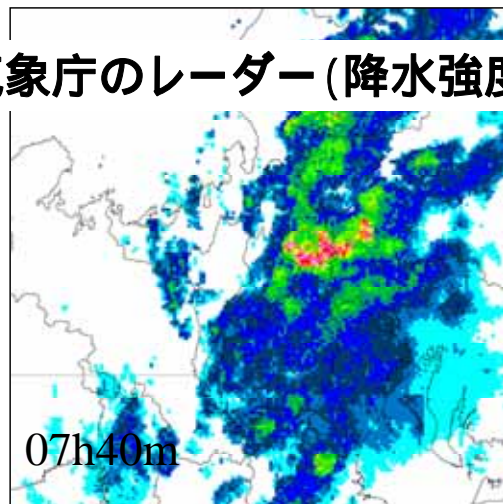


彦根地方気象台提供

気象庁のレーダー(降水強度)画像

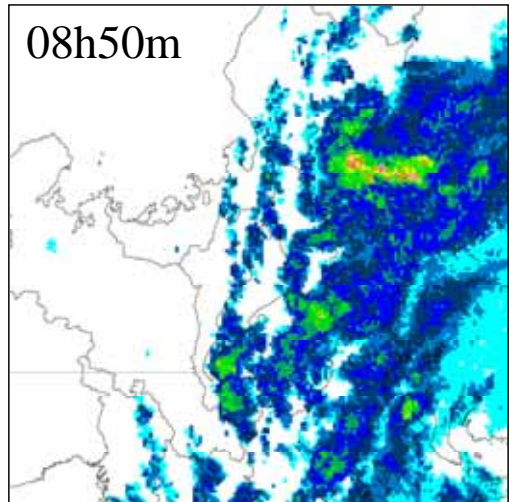
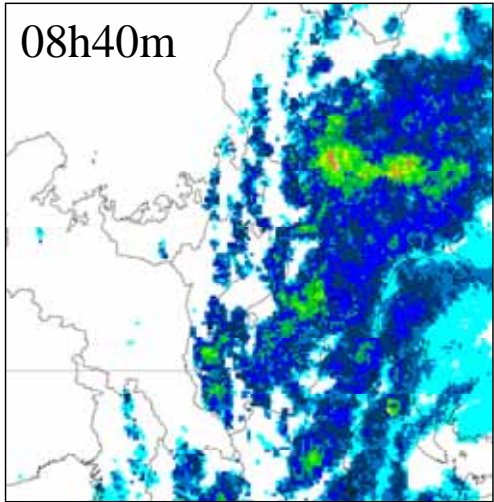
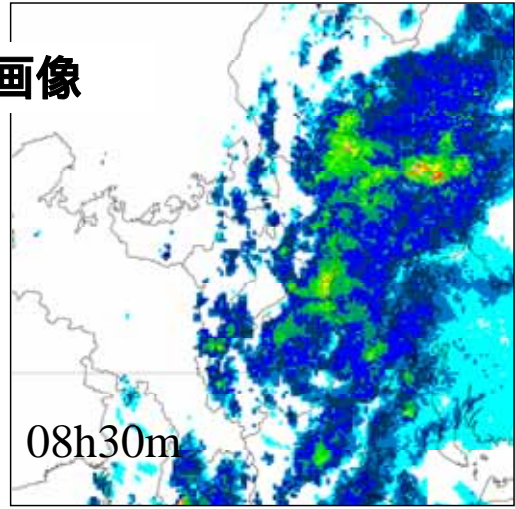
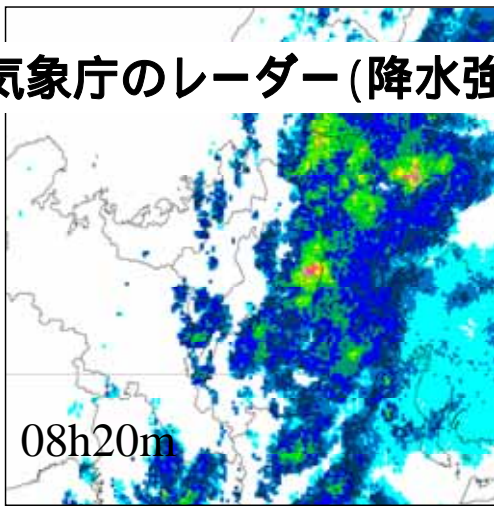


気象庁のレーダー(降水強度)画像

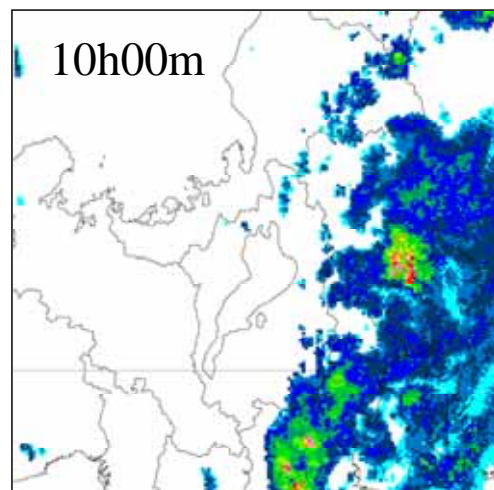
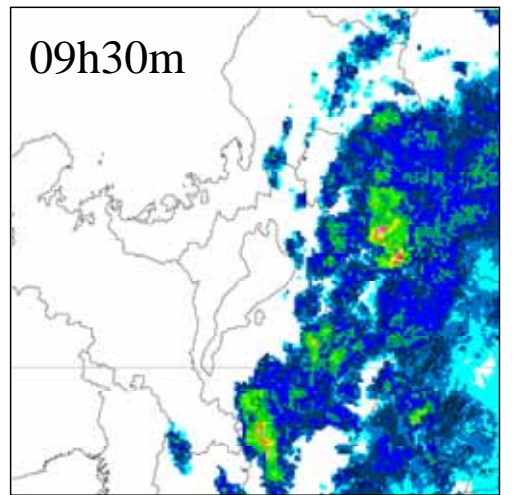
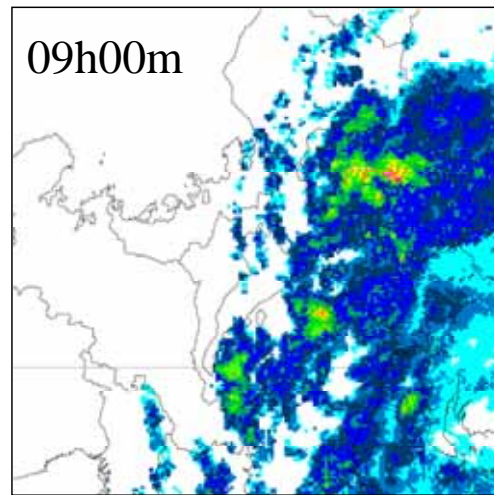


彦根地方気象台提供

気象庁のレーダー(降水強度)画像



彦根地方気象台提供



気象庁のレーダー(降水強度)画像

彦根地方気象台提供







駅前通り

長浜市大宮町・高田町
2008/7/18/8:13



駅前通り

長浜市大宮町・高田町
2008/7/18/8:20



駅前通り

長浜市大宮町・高田町
2008/7/18/8:13



長浜市大宮町

2008/7/18/8:17



十一川へ流れこむ支流
長浜市大宮町・高田町
2008/7/18/8:19



十一川へ流れこむ支流
長浜市大宮町・高田町
2008/7/18/8:20



準用河川 的場井川
長浜市祇園町
2008/7/18/8:41



準用河川 的場井川
長浜市祇園町
2008/7/18/8:40



長浜新川 九反田橋
 長浜市下坂浜町
 2008/7/18/8:59



上:山路川・堂前橋
 下:長浜新川
 長浜市大成亥町
 2008/7/18/10:14



長浜新川 下坂浜大橋
 長浜市下坂浜町
 2008/7/18/8:59



長浜新川
 大成亥橋より下流
 長浜市大成亥町
 2008/7/18/10:31

出水時
 想定水位



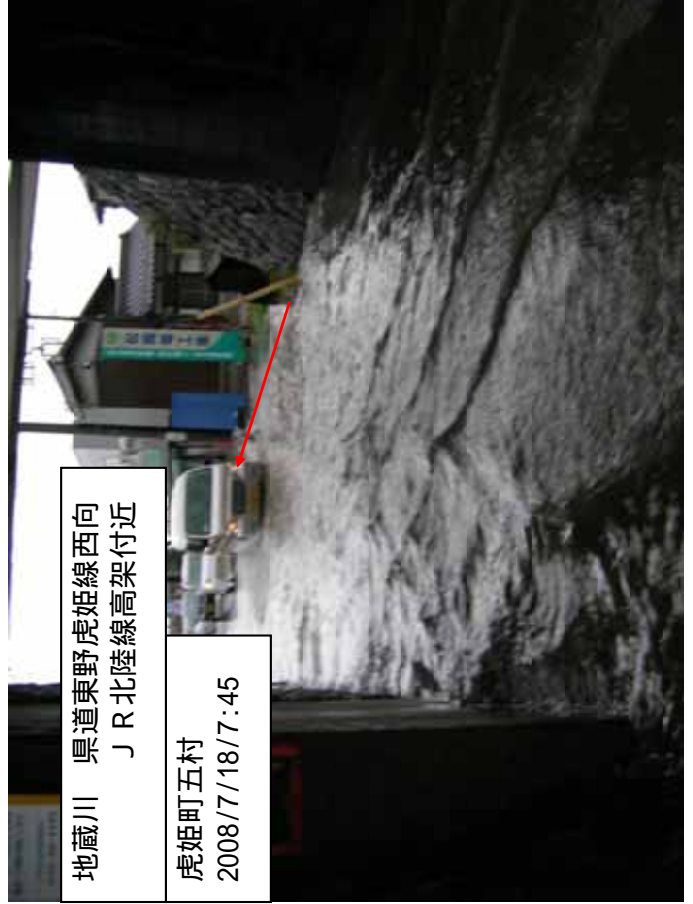
地蔵川 県道東野虎姫線西向
J R 北陸線高架付近

虎姫町五村
2008/7/18/7:45



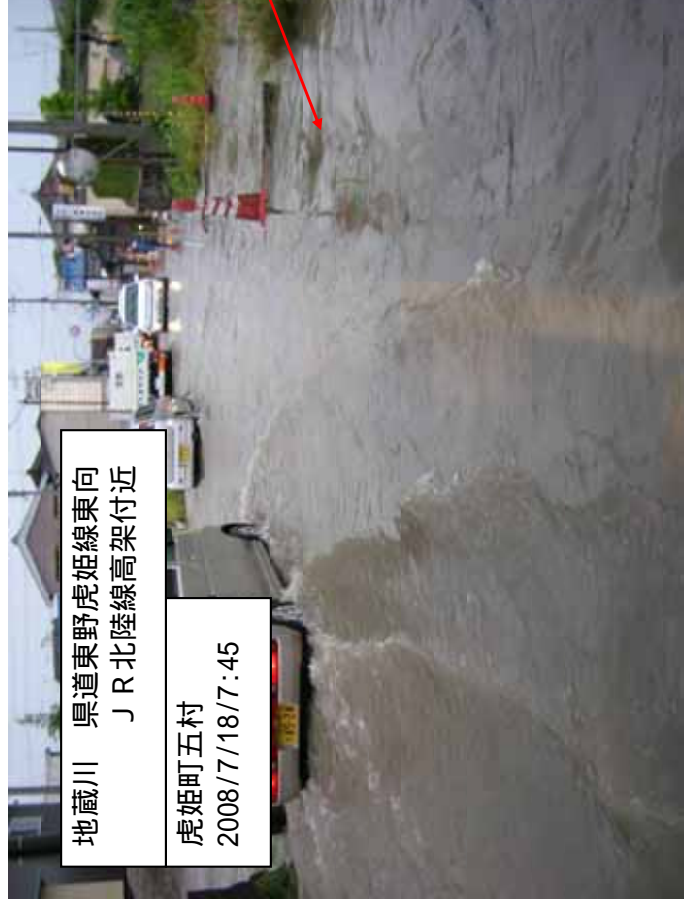
地蔵川 県道東野虎姫線西向
J R 北陸線高架付近

虎姫町五村
2008/7/18/7:45



地蔵川 県道東野虎姫線西向
J R 北陸線高架付近

虎姫町五村
2008/7/18/7:45



地蔵川 県道東野虎姫線東向
J R 北陸線高架付近

虎姫町五村
2008/7/18/7:45



記録的大雨長浜で80ミ

1時間 214棟浸水、JR乱れる

県内は18日朝、南から暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が不安定となり、県北部で局地的な大雨に見舞われた。この影響で、長浜市で床上・床下浸水の被害が出たほか、交通ダイヤも乱れた。

県内は18日朝、南から暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が不安定となり、県北部で局地的な大雨に見舞われた。この影響で、長浜市で床上・床下浸水の被害が出たほか、交通ダイヤも乱れた。

県内は18日朝、南から暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が不安定となり、県北部で局地的な大雨に見舞われた。この影響で、長浜市で床上・床下浸水の被害が出たほか、交通ダイヤも乱れた。



大雨の影響で冠水した道路（18日午前8時10分、長浜市神前町で）＝読者提供

長浜で200棟超浸水

県北部で局地的大雨

十八日朝、滋賀県北部は発達した雨雲の影響で局所的に大雨に見

舞われ、長浜市街地で「こんな豪雨は初めて」家屋や店舗など十一棟が床上浸水、二百三棟が床下浸水する被害が出た。

は商売にならない」とため息をついていた。周辺では、住民らが畳や家具を外に運び出し、泥やごみを取り除いたりするなど後片付けに追われた。市は浸水地域を巡回し、ごみの回収や家屋の消毒を行った。



集中豪雨で水に漬かった住宅地(18日午前8時ごろ、長浜市元浜町)

県や彦根地方気象台によると、降り始めからの雨量(十八日午前十一時現在)は米原市と虎姫町で八七ミリ、近江八幡市で五九ミリを観測。長浜市では、午前七時から一時間に八四ミリに達した。この雨で、長浜市元浜町や大宮町などでは、米川がはんらん、雨水が側溝からあふれ、家屋や商店が浸水した。

床上浸水した大宮町、会社員樋口敏夫さん(58)は「水が一気にひざ下まで達した。」

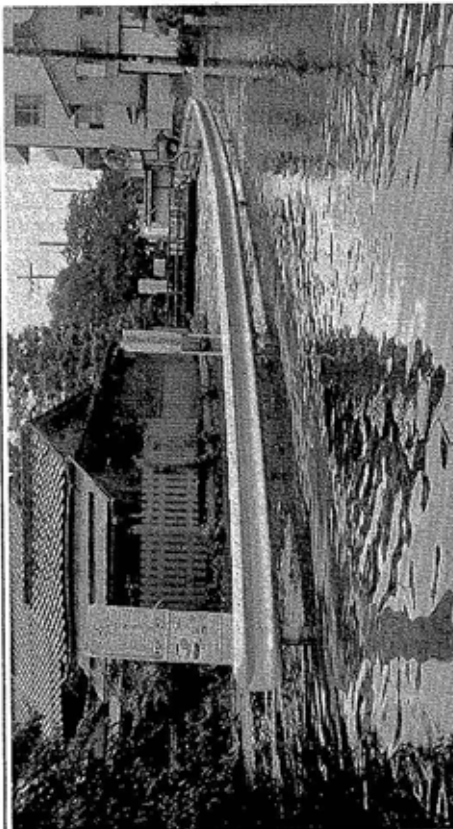
平成20年7月9日(土曜日)
京都新聞(朝・夕刊)

社会2 (30面)



長浜で214戸浸水

床上11戸 湖北地域で豪雨



米川があふれ、水が流れる道端。長浜市で(中沢芳一さん撮影)

湖北地域で十八日朝、大雨警報が発令され、局地的に強い雨が降った。長浜市で市街地を流れる米川の水があふれるなどして、十一戸が床上浸水、二二三戸が床下浸水した。けが人はなかった。(勝岡田秀樹)

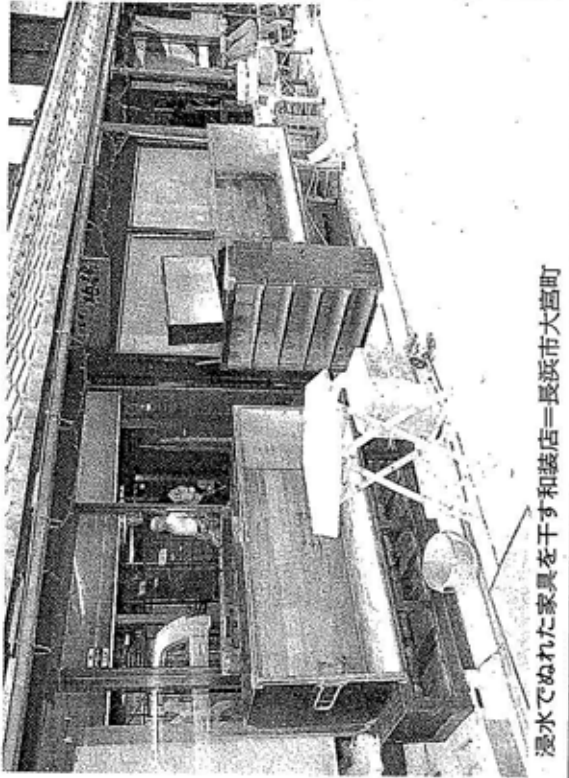
浸水があったのは朝日町や神前町など市街地。国の重要無形民俗文化財、長浜曳山まつりで主役となる出車の一つ「観音山」が収められた長浜町の蔵にも、近くの米川からの水が入り込んだ。近所の男性(ま)は「蔵の前の道は流れる水で川のように。出車の車輪がぬれたので、乾かさないで濡気でやられる」と不安げ。同市神前町の中沢芳一さん(ま)は「近くの川に近づくと、ひさまで水につかった。四年ほど前も川があふれた。何とかしてほしい」と疲れた表情を見せた。市職員百人が出動し、浸水した家の畳や家具の運び出しの手伝いや、ごみの回収に当たった。彦根地方気象台によると、日本海上にあった寒帯前線が南下し、長浜市に集中豪雨をもたらしたらしい。午前七～八時の一時間に同市で八〇ミリの降雨があったと推計。一九九九年九月に高島市で八一ミリの観測されて以来の

集中豪雨だった。

平成20年7月19日(土) 中日新聞 朝刊 22面

長浜で214戸浸水被害 豪雨、1時間に84ミリ記録

18日午前、長浜市を中心とした地域が激しい雨に見舞われた。彦根地方気象台によると、日本海にある低気圧に向かって南から湿った空気が流れ込んだため、同市平方町の県湖北地域振風局の雨量計は午前7～8時の1時間に



浸水でぬれた家具を干す和装店＝長浜市大宮町

84ミリを記録した。県のまとめでは同市で床上浸水11戸、床上浸水203戸の被害が出た。

同市大宮町の和装店は、家の裏側から流れ込んだ水で床から約15センチの高さまで水浸しになった。店に置いていた家具がぬれたため、店先に並べて干していた。経営者の栗田浩氏(68)は「近所の人たちが10人ほど駆け付けて水をかい出してくれた。高齢者が多くなって

いるし、改めて隣近所の連携の大切さを感じた」と話した。

平成28年7月9日(土曜日)
朝日新聞(朝・夕刊)

長浜で豪雨、11戸が床上浸水

長浜市付近で18日午前7時から8時までの1時間に80mmを超える猛烈な雨が降り、彦根地方気象台は「記録的短時間大雨情報」を出した。この雨で同市を流れる米川が氾濫、市中心部で床上浸水11戸、床下浸水203戸の被害が出た。一時は駅前通りも約20センチ冠水した。同気象台によると、気の谷が上空を通過し、同時に南から暖かく湿った空気が流れ込んだのが原因という。

米原市と虎姫町では、午前1時から午前11時までの総雨量が87.5mmを記録。雨で地盤がゆるんでいる場所もあり、同気象台は注意

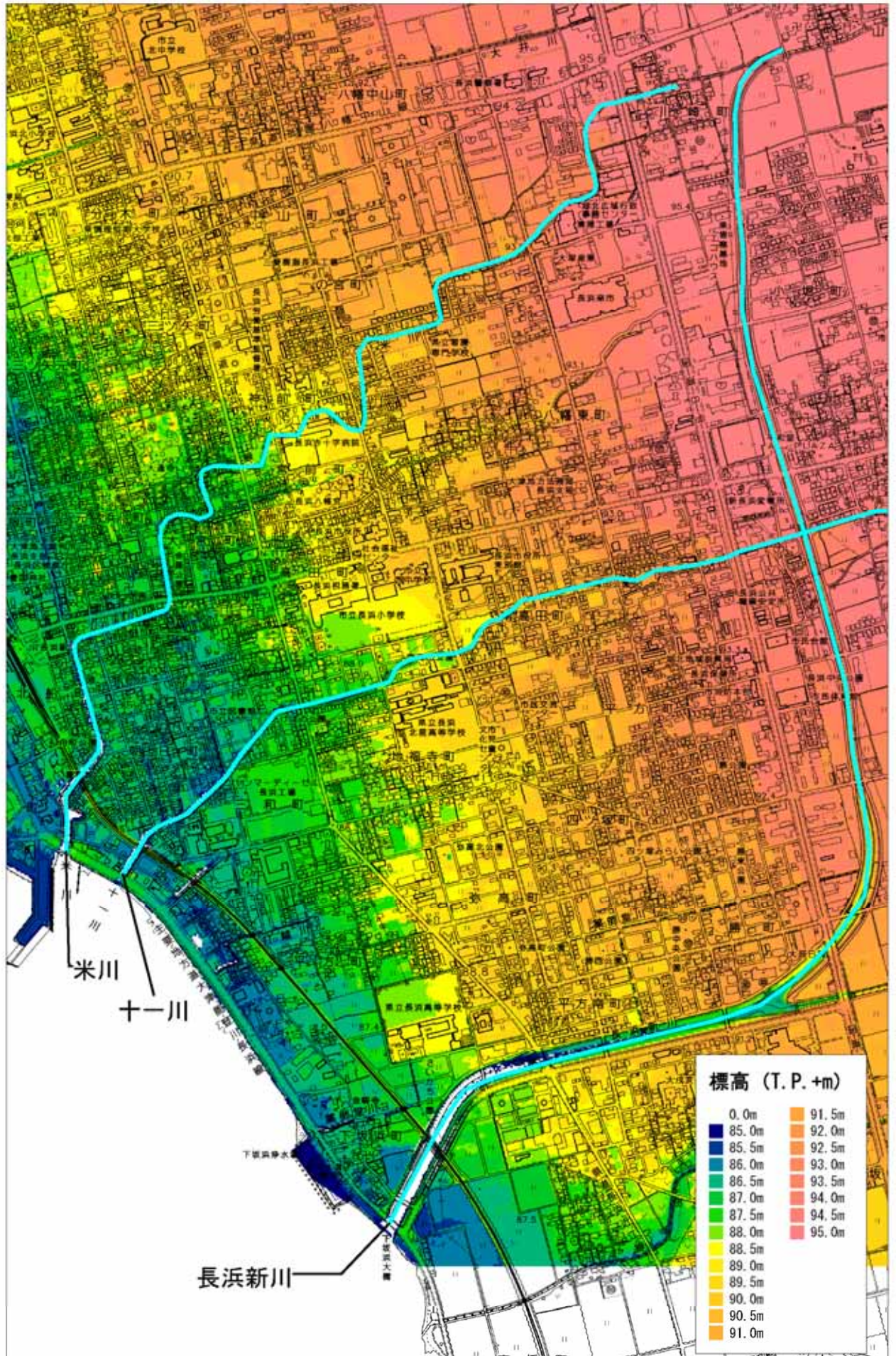
を呼びかけている。この雨によるけが人などは報告されていない。

また、午前7時20分ごろ、JR長浜駅の雨量計が規制値を超えたため、JR北陸線の列車は米原―虎姫間で速度を落として運行。午前10時半には通常運行に戻したが、特急一本を含む計23本が最大52分遅れ、約4000人に影響が出た。

平成20年7月19日(土曜日)

産経新聞(朝・夕刊)

22面



第7節 防疫および保健衛生計画 (県健康福祉部)

第1 防疫計画

1. 計画方針

災害発生時における被災地の防疫は、この計画に定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期する。

2. 計画の内容

(1) 実施者

ア 災害発生時における被災地の防疫は、当該地域を所轄する市町長が、保健所の指導、指示に基づいて実施するものとする。

イ 市町独自で処理不能の場合には、隣接市町、県、国、その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

ウ 県は被災地の状況、市町の処理能力等を勘案し感染症の予防および患者の医療に関する法律(本節において以下「法」という。)第29条第2項に基づく物件に係る措置を行うものとする。

(2) 防疫組織

ア 災害防疫対策連絡協議会

平常時から県健康福祉部、保健所および市町にそれぞれ設置するものとし、必要に応じて災害防疫に関する協議および情報の連絡を行う。

イ 災害防疫対策本部

災害に際し、管内市町の被害状況から勘案して必要と考えられる場合には、すみやかに県健康福祉部に災害防疫対策本部を、保健所には地区災害防疫対策本部を設置し、また市町はこれに準じて設置するものとして、防疫対策の企画実施および指導にあたるものとする。

なお、各種作業実施の直接組織として、災害防疫対策本部の中に次の班を編成しておくものとする。

(ア) 総務班 (イ) 防疫班 (ウ) 医療班 (エ) 資材班

ウ 県災害対策本部と災害防疫対策本部との関係

(ア) 県災害対策本部が設置されたときは、即時県災害対策本部組織の中に移行するものとし、災害対策本部の各班として、衛生部門を担当し、防疫活動を実施する。

(イ) 県災害対策本部が設置されないとき、また閉鎖されたときは、災害防疫対策本部を開設して防疫業務を推進する。

(3) 県の措置

ア 指導

災害発生と同時に保健所をして、災害地の検病調査および消毒方法、そ族昆虫駆除その他防疫措置について実情に即応した指導を行う。特に被害激甚な市町に対しては職員を現地に派遣しその実情を調査して実施方法および基準を示し、指導に当らせる。

イ 措置命令、指示

知事は感染症予防上必要と認めるときは災害の規模、態様などに応じてその範囲および期間を定めて、次の措置の命令または指示を行うものとする。

(ア) 法第27条第2項による消毒に関する指示(法第50条第1項の規程により実施される場合を含む。)

(イ) 法第28条第2項によるそ族昆虫等の駆除に関する指示(法第50条第1項の規程により実施される場合を含む。)

(ウ) 法第29条第2項の規定による感染症の病原体に汚染された物件に係る措置に関する指示(法第50条第1項の規程により実施される場合を含む)

(エ) 法第 31 条第 2 項による生活用に供される水の供給の指示(法第 50 条第 1 項の規程により実施される場合を含む。)

(オ) 患者等に対する措置

災害地において、感染症患者または無症状病原体保有者が発生したときは、すみやかに入院の勧告措置をとるものとする。ただし、交通途絶などで感染症指定医療機関に入院させることが困難な場合は、なるべく近い非被災地域内の適当な医療機関に入院させるものとする。

(カ) 予防接種法第 6 条の規定による臨時予防接種に関する指示(市町長をして実施させるのが適当な場合に限る。)

ウ 検病調査および健康診断

(ア) 保健所は、おおむね医師 1 名、保健師(看護師)1 名、助手 1 名をもって、検病調査班を編成し、市町と連携して被災地の検病調査を実施する。

(イ) 検病調査班は、その稼働能力に応じ重点的に検病調査を実施するものとするが、たい水地域においては通常週一回以上、集団避難所においてはできる限り頻繁に行うようにする。

(ウ) 検病調査の結果必要あるときは、法第 17 条の規定による健康診断を実施するものとする。

エ その他の保健衛生

(ア) 死亡獣畜の適正処理

健康福祉部生活衛生課および保健所は、市町が実施する死亡獣畜の処理が適正に行われるよう必要に応じて指導するものとする。

(イ) 猛獣等による危害の防止

健康福祉部生活衛生課および動物保護管理センターは、飼養施設の転倒などにより猛獣等が逃走した場合は、緊急捕獲体制をとるとともに、警察署等に対し協力を要請することにより特定動物による危害の発生を防止するよう努めるものとする。

(ウ) 被災犬等の保護および犬による危害の防止

健康福祉部生活衛生課および動物保護管理センターは、被災犬等の保護および収容を行うとともに、犬による危害の発生を防止するよう努めるものとする。

(エ) 所有犬等の一時保管の支援

健康福祉部生活衛生課および動物保護管理センターは、市町・関係団体による被災者の所有犬等の一時保管を支援するものとする。

(4) 市町の行う防疫活動の種別と方法

ア 検病調査

保健所、検病調査班と連携し、地区衛生組織等関係者の協力を得て検病調査を実施する。

イ 臨時予防接種

感染症予防上必要があると認められるときは、予防接種法第 6 条の規定による臨時予防接種の実施を知事に求めるものとする。

ウ 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

法第 27 条第 2 項の規定により知事の指示に基づき、感染症の病原体に汚染された場所の消毒を行うものとする。

(法第 50 条第 1 項の規程により実施される場合を含む。)

エ そ族昆虫等の駆除

法第 28 条第 2 項にの規定により知事の指示に基づき、そ族昆虫の駆除を行うものとする。(法第 50 条第 1 項の規程により実施される場合を含む。)

オ 感染症の病原体に汚染された物件にかかる措置

法第 29 条第 2 項にの規定により知事の指示に基づき、感染症の病原体に汚染された物件にかかる措置を行うものとする。(法第 50 条第 1 項の規程により実施される場合を含む。)

カ 生活の用に共される水の供給

法第 31 条第 2 項にの規定により知事の指示に基づき本計画第 4 節第 6「給水計画」に準じて生活の用に共される水の供給を行うものとする。(法第 50 条第 1 項の規程により実施される場合を含む。)

キ 避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、県防疫職員の指導のもとに市町において防疫活動を実施するものとする。この際施設の管理者を通じて、衛生に関する自治組織を編成せしめその協力を得て指導の徹底を期するものとする。

また市町は自らが設置する避難所に隣接して、愛玩動物の収容所を獣医師等の助言・協力を得て設置するよう検討する。

(5) 報告、記録、整備

ア 保健所は、災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況を別に定める様式により、管下市町分をとりまとめ、または必要な事項を調査し、県健康福祉部長にそのつど電話および文書をもって報告するものとする。

イ 保健所は、災害防疫が完了したときは、様式(別記様式 6)により、管下市町分をとりまとめ、また自らも作成し、防疫活動を終了した日から 20 日以内に県健康福祉部長に提出するものとする。

ウ 記録の整備

(ア) 県健康福祉部または保健所が備付を要する記録

- a 災害状況報告書(別記様式 1)
- b 災害防疫活動状況報告書(別記様式 2)
- c 災害防疫経費所要額調および関係書類(別記様式 3A)
- d 各種防疫措置の指示命令に関する書類
- e 災害防疫作業日誌(作業の種類および作業量、作業に従事した者、実施地域および期間、実施後の反省、その他参考事項を記述すること。)(別記様式 4)

(イ) 市町で備付を要する記録

- a 災害状況報告書(別記様式 1)
- b 災害防疫活動状況報告書(別記様式 2)
- c 災害防疫経費所要額調および関係書類(別記様式 3B)
- d 感染症の病原体に汚染された場所の消毒方法に関する書類
- e そ族昆虫等の駆除に関する書類
- f 物件にかかる措置に関する書類
- g 生活の用に供される水の供給に関する書類
- h 患者台帳(別記様式 5)
- i 災害防疫作業日誌(作業の種類および作業量、作業に従事した者、実施地域および期間、実施後の反省、その他参考事項を記述すること。)(別記様式 4)

[参 照]

- ・防疫計画報告、記録、整備様式……………(参考編 52)

第 2 食品衛生・生活衛生計画

1. 計 画 方 針

被災地における食品衛生および生活衛生は、この計画に定めるところにより迅速に実施し、食品に起因する危害発生を阻止することにより被災者に対して安全で衛生的な食品を供給するとともに、衛生的な生活環境の確保に万全を期する。

2. 計画の内容

(1) 災害緊急検査班の編成

災害の状況により必要と認めたときは、災害緊急検査班を編成派遣する。

(2) 災害緊急検査班は、所属長の指揮のもとに次の活動を行う。

ア 食品衛生対策

(ア) 食品関係施設の被害状況の把握および情報提供

(イ) 救護食品等の検査

(ウ) 飲料水の試験検査

(エ) 冠水地域等における食品関係施設の指導

(オ) その他飲食に起因する危害発生の防止

(カ) 避難所における食品の衛生確保

イ 生活衛生対策

(ア) 生活衛生関係営業施設の被害状況の把握および情報提供

(イ) 被災地における生活衛生確保

(ウ) 冠水地域等における生活衛生関係営業施設の指導

(エ) 建築物における衛生的環境の確保

第8節 清 掃 計 画 (県琵琶湖環境部)

1. 計 画 方 針

被災地の塵芥処理、し尿の処理等の清掃業務等を迅速適切に処理し、環境の浄化を図る対策について定める。

2. 計 画 の 内 容

- (1) 被災地における廃棄物の収集処分の応急対策計画およびその実施は、市町長が行う。
- (2) 県(地方本部)は、廃棄物の収集処分の実施について技術援助に努めるものとする。
- (3) 市町長は、当該市町の被害が甚大で、市町限りで処理不可能の場合は地方本部に連絡し、他の市町等から応援を得るものとする。地方本部内において実施不可能なときは県本部に連絡し、他の地方本部の市町または県の応援を得る。
- (4) 市町長は、廃棄物処理施設の被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法について、状況の判明次第、地方本部に報告するものとする。

第 19 節 災害時要援護者対策計画（各機関）

1. 計 画 方 針

災害時には、傷病者、障害者、高齢者、幼児、妊産婦等の災害時要援護者の健康および生命は、平常時にはない危険にさらされる。そのため、これら災害時要援護者に対しては特別な配慮をもって災害応急対策を推進する。

2. 計 画 の 内 容

本災害応急対策計画の中で定められた災害時要援護者対策を次に整理する。

節	項 目	災 害 時 要 援 護 者 対 策 計 画
第 2 節 情報計画		
	第 3-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時要援護者に対する情報提供について特に配慮するものとし、電波広報においては聴覚障害者のために手話通訳放送および文字放送の実施や、外国人のための外国語による放送等の実施を行うものとする。
第 4 節 災害救助保護計画		
	第 2-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導については、災害時要援護者の避難を優先する。 ・ 市町は、地元警察、消防署、民生委員、地域住民等の協力を得て、住民サービス利用者、一人暮らしの高齢者、高齢者世帯、障害者、難病患者等の名簿を利用することにより、居宅に取り残された災害時要援護者の迅速な発見に努め、発見した場合は一時集合場所・避難所等への移動や社会福祉施設等へ緊急入所などの措置をとる。 ・ 病院長もしくは病院の管理者は、あらかじめ患者を担送患者と徒歩患者とに区分し、徒歩患者については、適当な人数ごとに自治組織を編成させて、医師、看護師その他職員が引率して重病者、老・幼・妊産婦および介添え人を病院の空地、または野外の仮設した幕舎、その他安全な場所に誘導する。 ・ 社会福祉施設の長は、消防法によって作成が義務づけられている消防計画に準じて、あらゆる災害に対処できるよう各施設ごとにあらかじめ避難計画を作成し、これに基づいて迅速かつ適切に実施するものとする。 ・ 社会福祉施設の長は、避難場所から他の安全な施設へ移送する必要があると認めるときは、関係機関と十分連絡を密にして消防、警察機関の協力をもとに移送を行うものとする。 ・ 市町本部は、避難所に対して運営および連絡調整にあたる担当職員を派遣し、被災者のニーズ特に福祉ニーズの把握にあたる。 市町本部は、避難所において緊急医療等の措置を必要とする被災者について、移送を行うなどの措置をとる。 ・ 避難所に指定する公共施設については、障害者トイレの設置、スロープの設置、ファックス、文字放送のテレビの設置等高齢者・障害者等に配慮した施設・設備の整備に努める。 ・ 避難所の運営にあたっては、災害時要援護者に関連して次の措置をとる。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 担当職員、ホームヘルパー、民生委員等の訪問による実態調査の実施 (イ) 避難者の障害や身体の状態に応じて、避難所から適切な措置を受けられる施設へのすみやかな移送。 (ウ) 避難者の障害や身体の状態に応じて、保健師、ホームヘルパー、ガイドヘルパー、手話通訳者等の派遣。 <p style="text-align: center;">なお、市町は、平素から資格者名簿の整備などの措置を講じておく。</p>

節	項目	災害時要援護者対策計画
	第 4-1 第 4-2 第 8-1 第 8-2	<p>(工) 高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した食糧の支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉施設(入所施設)、医療機関等においては、必要な量の食糧の備蓄に努める。 ・ 食糧の給与にあたっては、粉ミルク等の乳幼児に適した食品や高齢者・障害者等に適した食品の調整・供与に配慮する。 ・ 応急仮設住宅の建設供与にあたっては、高齢者・障害者等の災害時要援護者に対する配慮を行う。 ・ 入居者の選定にあたっては、応急仮設住宅のうち一定の割合について災害時要援護者を優先的に入居させるように努める。 ・ 応急仮設住宅の建設にあたっては、段差の解消やスロープや手すりなどの設置を図り高齢者・障害者に配慮した構造の応急仮設住宅を建設するように努める。 ・ 県本部および市町本部は、高齢者・障害者等が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等を派遣し、それら災害時要援護者の日常生活機能の確保、健康の維持に努める。
第 14 節	相互協力計画	
	5-(2)	被災地の地域住民は、「災害時要援護者の保護」にあたる責務を負う。